

元委員長からのメッセージ

労働者としての大学教職員

元執行委員長 清水 肇さん

大学職員になったのはもう30年以上も前のこと。誰も勧誘してくれませんでした。着任と同時に組合員になりました。大学職員でない職員組合には入れないので、このとき組合に加入できたことに大学人としての誇らしさを感じました。構成員自らが「より良い教育・研究環境を構築する場」、それが大学だと思っていたので、職員組合に加入することとは必然でした。この考え方は、今でも変わっていません。

その後、法人化により大学職員と大学当局は明確な労使の関係になり、職員組合は労働組合としての側面が強くなりました。労働者は、労働条件について

いでは、本部執行委員長として益川敏英さんにお会いしたことです。ノーベル賞受賞後のお忙しい時にも拘わらず、わざわざ時間を割いてくださいました。

さて、組合は常に未

今、大勢の力と団結が必要！

元執行委員長 市川 隆さん

28年前、就職と同時に教職員組合に入りました。当時、組合加入は当然のように思っていました。しかし、労働者の権利を放棄して、「より良い教育・研究環境を構築する」など、できよう筈はないと私は思います。

定年を迎え、組合で経験した色々なことを思い出します。人と人との出会いとつながりという観点では、物事に対して非常に高い見識を持つばかりでなく、人間性豊かな方々にお会いできたことです。これは私の人生における宝です。異色な出会いがありました。まず驚

来志向でなければなりません。労働者として組合に加入するのは当たり前という風潮がどこまで浸透するかは依然として厳しい状況ですが、団結、頑張りましょう！

2/11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会

「憲法ってなに？ 変えたらどうなる？」

石川健治氏（東京大学法学部教授）の講演から

憲法は「生命」です。生まれて死に、その生命は人びとの支えにより永続するのです。明治憲法下の1935年に天皇機関説事件が起きました。これは天皇を純粋に最高機関としてみる美濃部達吉の憲法論が、天皇を現人神（あらひとがみ）とする側によって否定された事件ですが、その後日本は戦争の奈落の底に落ちてゆきます。戦前の反省から1947年に新しい憲法が誕生しました。しかし、この日本国憲法が、70年を経て、安倍政治によって否定される事態となつていきます。

憲法は変わってゆくものですが、憲法の憲法、変えてはいけません。一人ひとりのかけがえない生命が守られることを第一に、何重もの憲法の憲法で構成されているのが日本国憲法です。9条は戦争の放棄を、13条は個人の尊厳を定め、世界の中心で輝くものです。しかし、安倍政権は立憲主義破壊の集団的自衛権行使容認の閣議決定をし、安保法制を強行成り立たせました。さらに憲法の憲法の大本を變えることを改憲派は狙っています。戦前回帰の道です。私たちは、日本国憲法の危機の状況でも、憲法の復興を掲げ、憲法の内容を筋道をたてて何が大事かを説明する、そのような運動を起こしたい。複雑な世界的情勢のなかで憲法を生かしていきたいと思えます。